

## 共済組合の加入について

常勤職員の方は、任用日から共済組合の一般組合員または短期組合員となります。ただし、任用期間が2か月を超えて任用される見込みがない場合は加入しません。任用期間に関してはご本人様のご意向も踏まえて決定しておりますので、下記の記入により確認とさせていただきますようお願いいたします。

### 〔留意事項〕

- ・ 社保の加入有無は勤務条件により、市教委において決定します。
- ・ ただし、2ヶ月未満希望のチェックをした場合には社保の加入を要しない短期勤務のみ依頼します。（その場合、2ヶ月を超える可能性のある勤務は依頼しません）
- ・ 意向を変更する際は再度確認書を提出してください。

---

## 任用期間に関する意向確認書

札幌市教育委員会 教育長 様

私は、札幌市教育委員会に臨時教職員として任用されるに当たり、任用期間についての意向を下記のとおり申し出ます。

☐ 任用期間の合計が2か月を超えても問題ありません。

☐ 任用期間の合計が2か月を超えることを希望しません。

2か月を超える任用を希望しない理由：

---

令和      年      月      日

住所：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_